

1. 内政

- ・8日、レアンカ首相は、非常事態委員会を招集し、洪水被害の状況に関し協議。
- ・11日、ティモフティ大統領は、最高安全保障会議を招集し、金融システムの安全を強化するための法改正の問題等に関し協議。
- ・11日、レアンカ首相は、内閣・議会合同会議に出席し、両者の協力関係及び議会春夏会期の優先課題等に関し協議。同日、与党連合3党代表者は、連合評議会会合を開催し、与党連合の運営規則等に関し協議。
- ・12日、政府は、閣議において一部省庁の次官の交替人事を承認。同日、レアンカ首相は、内閣発足後100日間の優先課題(雇用の創出、汚職との闘い及び欧州統合プロセスの加速化等)を発表。
- ・14日、議会は、閣僚を含む中央政府の職務履行状況を調査する首相直属の管理組織の創設を承認。
- ・14日、ギンブ自由党党首は、同党を離脱した改革派グループ(ハダルカ代表)の与党連合に参加は違法である疑いがあるとして提訴する意向である旨発言。

2. 経済

▼IMF

- ・10日、ミロズエフIMFモルドバ事務所長は、19日～26日にかけてのIMFミッションのモルドバ訪問の際、モルドバ新政府の意向を確認するとともに、モルドバとIMFとの間の新たな協力プログラムを協議することになるであろう旨発言。

▼EUとの深化した包括的自由貿易協定(DCFTA)

- ・13日、EU貿易局長は、DCFTAを創設するための最終交渉が成功裏に終了するとともに、この同意はEUとモルドバとの間の将来の連合協定の一部となるであろう、両者は今回の交渉の結果が成功裏に終了したことに満足している旨報告。

3. 外政

▼ティモフティ大統領のスロバキア訪問

- ・13日、ティモフティ大統領は、ブラチスラバで開催された中欧諸国首脳会合に出席し、現時点でのモルドバの目標はDCFTAを含むEUとの連合協定署名及び査証免除に向けた法的プロセスの完了であるとして、欧州基準適合のための国家の改革及び近代化を推進している旨発言。

▼レアンカ首相のブリュッセル訪問

- ・13日、レアンカ首相は、ブリュッセルにおいてチョロシュ農業・農村開発担当欧州委員と会談し、EUと共同で作成した農業生産性向上に関する国家戦略プロジェクトをはじめとするモルドバの農業政策に関し協議。
- ・13日、レアンカ首相は、マルムストローム内務担当欧州委

員と会談し、EU査証免除化に向けた行動計画第二段階の履行状況に関し協議。同欧州委員は、25日のモルドバ・EU協力委員会において同履行状況の評価が発表される旨述べ、レアンカ首相は、ビリニウスでの東方パートナーシップ首脳会合までに第二段階を終了することがモルドバの目標である旨発言。

- ・13日、レアンカ首相は、エッティンガー・エネルギー担当欧州委員と会談し、ウンゲニ・ヤシ間ガスパイプラインの建設の準備状況等に関し協議。同欧州委員は、8月に予定されている同パイプライン着工式典に出席する意向を表明。

- ・13日、レアンカ首相は、アブラン・ウィズエアー(ハンガリーの格安航空会社)副社長と会談の後、8月の同社のモルドバ就航を公式に発表。

- ・13日、レアンカ首相は、訪問先のブリュッセルにおいてリンケビチュウス・リトアニア外相と会談し、二国間及びモルドバ・EU関係、ビリニウスでの東方パートナーシップ首脳会合におけるモルドバの課題等に関し協議。

- ・14日、レアンカ首相は、バローゾ欧州委員会委員長と会談し、モルドバ・EU関係及びモルドバ政府の優先事項等に関し協議。バローゾ委員長は、モルドバの新内閣結成を歓迎し、改革の継続の重要性を強調。

- ・14日、レアンカ首相は、フィーレ拡大・欧州近隣政策担当欧州委員と会談の後、モルドバの司法改革等のためのEUによる総額9,000万ユーロの財政支援に関する協定に署名。フィーレ委員は、10月にモルドバを訪問する意向を表明し、11月の東方パートナーシップ首脳会合においてモルドバとの連合協定は仮署名されるであろう旨発言。

- ・14日、レアンカ首相は、ラスムセンNATO事務総長と会談し、モルドバ・NATO協力関係に関し協議。

▼その他

- ・10日、ポンタ・ルーマニア首相は、モルドバの欧州統合路線の支援がルーマニアの優先課題である旨発言。

- ・11及び12両日、キシナウにおいて第7回モルドバ・EU間DCFTA交渉が開催。12日、カルミク経済次官は、同日EUとのDCFTA交渉が公式に終了し、今後は東方パートナーシップ首脳会合における仮署名に向けた手続が開始される旨発言。

- ・14日、ラザル経済相は、モルドバの第3次エネルギー・パッケージ参加が欧州委員会により承認された旨、また、ウンゲニ・ヤシ間ガスパイプラインの稼働まで相当の時間を要するであろう旨発言。

4. 沿ドニエストル

▼沿ドニエストルによる「国境に関する法律」採択等をめぐる動き

- ・10日、シェフチューク「大統領」は、ドニエストル右岸のベンデル及びヴァルニツァも沿ドニエストル「共和国の領土」であると規定する「沿ドニエストルの国境に関する法律」に署名。
- ・11日、モルドバ政府は、「国境に関する法律」の採択は一方的であり、紛争解決プロセスの論理及びドニエストル側両岸の住民の利益に反するとして、深い懸念を表明する声明を発表。12及び13日、カルポフ国家再統合問題担当副首相は、駐モルドバの「5+2」者交渉参加各国・機関の大使に対しモルドバの立場を説明。
- ・12日、OSCE議長国であるウクライナのコジャーラ外相は、レアンカ首相との電話会談において、沿ドニエストルの「国境」に関する決定に対し懸念を表明し、モルドバの状況改善に向けた努力を支持する旨発言。
- ・12日、モルドバ政府は、ウクライナから沿ドニエストル経由でモルドバに入国し、外国人登録を行わなかった外国人に対し罰金200～400レイ(約16～32米ドル)を科す旨の刑

法改正案を承認。同日、沿ドニエストル「外務省」は、同決定に懸念を表明し、対抗措置を講じる意向である旨の声明を発表。

- ・12日、カルポフ副首相は、EUとの査証免除に向けた行動計画に含まれるモルドバと沿ドニエストルの境界への外国人の出入国管理施設設置問題に関し6月末までに詳細が明らかになるであろう旨発言。

・14日、シェフチューク「大統領」は、「国境に関する法律」は外国人の出入国管理施設設置に関するモルドバの動きに対する沿ドニエストルの回答であり、沿ドニエストルはモルドバに軍事的脅威はもたらしていない旨発言。一方、カルポフ副首相は、ティラスポリの行為は地域の情勢を不安定化させ、安全地帯内に緊張状態をもたらす、交渉プロセスの障害となる旨非難。

※本週報ではモルドバの首都名「キシニョフ」(ロシア語読み)を暫定的に「キシナウ」(モルドバ語読み)と表記しています。
(了)